

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【中間会計期間】	第89期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社 北海道銀行
【英訳名】	The Hokkaido Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 堰八 義博
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西4丁目1番地
【電話番号】	011(233)1005
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 兼間 祐二
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通西4丁目1番地
【電話番号】	011(233)1005
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 兼間 祐二
【縦覧に供する場所】	株式会社北海道銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町3丁目2番10号)

(注)上記の支店は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありません
が、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度
		中間連結会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	中間連結会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	中間連結会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,031	47,859	48,860	90,904	98,725
連結経常利益	百万円	12,762	13,276	9,683	32,569	29,530
連結中間純利益	百万円	7,503	7,010	7,642		
連結当期純利益	百万円				23,285	17,609
連結純資産額	百万円	147,178	168,738	157,227	166,399	169,443
連結総資産額	百万円	3,732,813	3,858,422	3,941,131	3,898,924	3,845,553
1株当たり純資産額	円	129.37	184.12	174.04	180.72	186.00
1株当たり中間純利益金額	円	20.04	15.88	17.68		
1株当たり当期純利益金額	円				62.20	41.34
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	13.86	12.50	13.63		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				43.03	32.24
自己資本比率	%	3.94	4.37	3.98	4.27	4.41
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.65	9.91	9.71	9.87	10.18
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	158,842	10,145	39,215	172,879	47,132
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	52,882	16,262	31,800	71,105	63,941
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	6,297	14,000	3,313
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	91,983	83,768	91,114		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				110,178	89,995
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,816 [1,544]	1,816 [1,631]	1,874 [1,669]	1,808 [1,552]	1,835 [1,630]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第87期中	第88期中	第89期中	第87期	第88期	
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月	
経常収益	百万円	42,824	46,650	47,736	88,427	96,081	
経常利益	百万円	12,555	13,079	9,823	31,947	29,473	
中間純利益	百万円	7,336	6,947	7,747			
当期純利益	百万円				20,717	17,815	
資本金	百万円	93,524	93,524	93,524	93,524	93,524	
発行済株式総数	千株	普通株式 374,356	普通株式 374,356	普通株式 374,356	普通株式 374,356	普通株式 374,356	
		第一回第一種 優先株式 79,000	第一回第一種 優先株式 79,000	第一回第一種 優先株式 79,000	第一回第一種 優先株式 79,000	第一回第一種 優先株式 79,000	
		第一回第二種 優先株式 107,432	第一回第二種 優先株式 107,432	第一回第二種 優先株式 107,432	第一回第二種 優先株式 107,432	第一回第二種 優先株式 107,432	
純資産額	百万円	147,179	166,273	155,135	163,997	167,249	
総資産額	百万円	3,731,432	3,853,647	3,936,839	3,896,127	3,840,867	
預金残高	百万円	3,458,156	3,517,727	3,589,187	3,517,214	3,498,317	
貸出金残高	百万円	2,578,690	2,703,676	2,760,344	2,692,922	2,686,873	
有価証券残高	百万円	867,607	858,228	912,099	850,659	893,897	
1株当たり配当額	普通株式	円	-	6.00	3.00	-	6.00
	第一回 第一種 優先株式	円	-	3.31	3.31	-	6.62
	第一回 第二種 優先株式	円	-	7.50	7.50	-	15.00
自己資本比率	%	3.94	4.32	3.94	4.21	4.35	
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.80	9.92	9.68	9.91	10.13	
従業員数 「外、平均臨時従業員数」	人	1,708 [1,374]	1,711 [1,454]	1,775 [1,490]	1,703 [1,381]	1,730 [1,454]	

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数（人）	1,775 [1,490]	99 [179]	1,874 [1,669]

- （注）1．従業員数は、執行役員12人、臨時従業員1,657人を含んでおりません。
2．臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,775 [1,490]
---------	------------------

- （注）1．従業員数は、執行役員12人、臨時従業員1,475人を含んでおりません。
2．臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3．当行の従業員組合は、北海道銀行職員組合（組合員数2,032人）と銀行産業労働組合（組合員数6人）であります。労使間においては特記すべき事項はありません。なお、北海道銀行職員組合の組合員数には臨時従業員527人を含んでおります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

金融経済環境

当中間期におけるわが国経済は、国際的な金融不安の広がりによる海外景気の減速に加え、原材料・燃料価格上昇持続による企業収益の悪化などから、景気は内外需ともに弱めの動きとなりました。

一方、当行の営業地域である北海道では、輸出の好調や外国人観光客数の増勢が持続したことに加え、北海道洞爺湖サミットの成功など今後につながる明るい話題もありました。しかし、大幅な歳出削減や原材料価格上昇による企業収益への打撃が全国よりも大きく、地場中小企業を中心に設備投資に対する慎重姿勢が強まりました。また、雇用情勢の弱含みや生活必需品の価格上昇を背景に、個人消費や住宅投資が低調に推移したほか、国内観光の減少などもあり、景気全体では停滞が続きました。

当行の経営の基本方針

当行は、北陸銀行グループとの経営統合により誕生した株式会社ほくほくフィナンシャルグループの完全子会社であります。

株式会社ほくほくフィナンシャルグループは、広域地域金融グループとしてのネットワークと総合的な金融サービス機能を活用して、地域とお客様の繁栄に貢献し、ともに発展しつづける姿勢を明確にすべく、下記の経営理念を掲げております。

- ・「地域共栄」
社会的使命を実践し、地域社会とお客さまとともに発展します。
- ・「公正堅実」
公正かつ堅実な経営による健全な企業活動を目指し、信頼に応えます。
- ・「進取創造」
創造と革新を追究し、活力ある職場から魅力あるサービスを提供します。

業績

以上のような金融経済環境及び経営の基本方針のもと、当行グループは、お取引先及び地域の皆さまのご支援のもとに役職員が一体となって営業活動の推進に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間末の主要勘定残高

預金の中間連結会計期間末残高は3兆5,793億円となりました。個人預金を中心に順調に推移いたしましたことから、総体では前中間連結会計期間末比713億円の増加となりました。

貸出金の中間連結会計期間末残高は2兆7,674億円となりました。法人向け貸出及び住宅ローンを中心に個人ローンが順調に増加しましたことから、総体では前中間連結会計期間末比559億円の増加となりました。

有価証券の中間連結会計期間末残高は9,117億円となりました。地方債の増加等により、総体では前中間連結会計期間末比538億円の増加となりました。

当中間連結会計期間の収益の状況

当行グループの中核を担う銀行単体の損益につきましては、以下のとおりとなりました。

貸出金残高、有価証券残高は増加したものの利鞘が縮小した結果、資金利益は前中間会計期間比6億53百万円減少の286億30百万円となりました。役員取引等利益は投資信託等の販売額減少を主因に同11億5百万円減少し51億63百万円となりました。一方、その他業務利益は外国為替売買益の増加を主因に同6億90百万円増加し25億66百万円となりました。経費は職員増に伴う人件費増加、システム投資等による物件費増加により同5億82百万円増加し198億77百万円となりました。以上の結果、業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は同16億51百万円減少し、164億81百万円となりました。不良債権処理額（含む一般貸倒引当金繰入）は、道内景気の低迷が続いていること等から対応の引当処理が必要となり、同16億26百万円増加し56億1百万円となりました。

以上の結果、当中間会計期間の経常利益は前中間会計期間比32億55百万円減少し98億23百万円となりました。法人税等合計で19億88百万円計上し、中間純利益は同8億円増加し77億47百万円となりました。

当行グループ全体の損益につきましては、当中間連結会計期間の経常利益は前中間連結会計期間比35億93百万円減少し96億83百万円となりました。法人税等合計で19億67百万円計上し、中間純利益は同6億32百万円増加し76億42百万円となりました。

当中間連結会計期間末の自己資本比率

利益を着実に積み上げる一方、公的資金の一部返済に伴い自己株式を132億30百万円取得したこと、貸出金の増加に伴いリスクアセットも増加したことから、連結自己資本比率は前中間連結会計期間末比0.20ポイント低下し9.71%となりました。

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により、392億15百万円となり、前中間連結会計期間比493億60百万円の収入増加となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得増加により318億円となり、同155億37百万円の支出増加となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間連結会計期間の自己株式の取得等により62億97百万円となり、同62億97百万円の支出増加となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の中間期末残高は、前中間連結会計期間末比73億46百万円増加し911億14百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の国内業務部門の資金運用収支は、28,474百万円となりました。また役務取引等収支は、手数料収入等により6,384百万円となりました。その他業務収支は、当行の金融派生商品収益を主因に1,294百万円となりました。

一方、国際業務部門の資金運用収支は、有価証券の運用による収入を中心に315百万円となりました。役務取引等収支は、為替手数料収入等により39百万円、その他業務収支は外国為替売買益等により1,346百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	29,051	394	-	29,445
	当中間連結会計期間	28,474	315	-	28,789
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	33,829	555	61	34,323
	当中間連結会計期間	34,266	458	83	34,641
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,778	161	61	4,878
	当中間連結会計期間	5,792	143	83	5,851
役務取引等収支	前中間連結会計期間	7,437	42	-	7,479
	当中間連結会計期間	6,384	39	-	6,423
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	10,307	79	-	10,387
	当中間連結会計期間	9,239	71	-	9,310
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,870	36	-	2,907
	当中間連結会計期間	2,855	32	-	2,887
その他業務収支	前中間連結会計期間	718	1,227	-	1,946
	当中間連結会計期間	1,294	1,346	-	2,640
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	916	1,227	-	2,144
	当中間連結会計期間	2,334	2,031	-	4,365
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	197	-	-	197
	当中間連結会計期間	1,039	685	-	1,724

(注) 1. 「国内」、「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」、「国際業務部門」で区分しております。

国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間14百万円、当中間連結会計期間10百万円)を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息額であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定は、貸出金、有価証券による運用を主因として、平均残高は3,750,643百万円、資金運用利回りは1.84%となりました。また資金調達勘定は、預金による調達を中心に、平均残高は、3,658,048百万円、資金調達利回りは0.31%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,688,615	33,829	1.82
	当中間連結会計期間	3,736,549	34,266	1.82
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,661,971	28,738	2.15
	当中間連結会計期間	2,698,407	29,413	2.17
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	3,201	13	0.84
	当中間連結会計期間	2,718	15	1.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	856,136	4,522	1.05
	当中間連結会計期間	916,170	4,375	0.95
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	63,879	173	0.54
	当中間連結会計期間	46,220	140	0.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	64,492	187	0.58
	当中間連結会計期間	23,558	69	0.58
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	1	-	-
	当中間連結会計期間	0	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	688	2	0.83
	当中間連結会計期間	749	0	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,606,008	4,778	0.26
	当中間連結会計期間	3,648,951	5,792	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	3,485,931	4,159	0.23
	当中間連結会計期間	3,528,075	5,189	0.29
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	66,477	115	0.34
	当中間連結会計期間	82,550	155	0.37
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	792	1	0.43
	当中間連結会計期間	4,426	12	0.56
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	6,210	17	0.57
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	57,119	497	1.73
	当中間連結会計期間	40,218	443	2.20

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
2. 資金運用勘定は当行の無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間19,617百万円、当中間連結会計期間20,191百万円)を、資金調達勘定は当行の金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間10,542百万円、当中間連結会計期間6,337百万円)及び利息(前中間連結会計期間14百万円、当中間連結会計期間10百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	44,244	555	2.50
	当中間連結会計期間	52,182	458	1.75
うち貸出金	前中間連結会計期間	2	0	9.26
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	36,918	418	2.26
	当中間連結会計期間	45,673	396	1.73
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	3,676	97	5.28
	当中間連結会計期間	2,558	32	2.55
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	42,239	161	0.76
	当中間連結会計期間	47,184	143	0.60
うち預金	前中間連結会計期間	6,021	99	3.30
	当中間連結会計期間	9,047	59	1.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(日次の外貨残高に当該日のTT仲値を乗じることにより残高を算出する方式)により算出しております。
2. 資金運用勘定は当行の無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間19百万円、当中間連結会計期間23百万円)を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,732,860	36,166	3,696,693	34,385	61	34,323	1.85
	当中間連結会計期間	3,788,731	38,087	3,750,643	34,725	83	34,641	1.84
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,661,974	-	2,661,974	28,738	-	28,738	2.15
	当中間連結会計期間	2,698,407	-	2,698,407	29,413	-	29,413	2.17
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	3,201	-	3,201	13	-	13	0.84
	当中間連結会計期間	2,718	-	2,718	15	-	15	1.10
うち有価証券	前中間連結会計期間	893,054	-	893,054	4,940	-	4,940	1.10
	当中間連結会計期間	961,844	-	961,844	4,771	-	4,771	0.98
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	67,556	-	67,556	270	-	270	0.79
	当中間連結会計期間	48,779	-	48,779	172	-	172	0.70
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	64,492	-	64,492	187	-	187	0.58
	当中間連結会計期間	23,558	-	23,558	69	-	69	0.58
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	1	-	1	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	0	-	0	-	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	688	-	688	2	-	2	0.83
	当中間連結会計期間	749	-	749	0	-	0	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,648,247	36,166	3,612,080	4,940	61	4,878	0.26
	当中間連結会計期間	3,696,136	38,087	3,658,048	5,935	83	5,851	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	3,491,952	-	3,491,952	4,258	-	4,258	0.24
	当中間連結会計期間	3,537,123	-	3,537,123	5,248	-	5,248	0.29
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	66,477	-	66,477	115	-	115	0.34
	当中間連結会計期間	82,550	-	82,550	155	-	155	0.37
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	792	-	792	1	-	1	0.01
	当中間連結会計期間	4,426	-	4,426	12	-	12	0.56
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	6,210	-	6,210	17	-	17	0.57
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	57,119	-	57,119	497	-	497	1.73
	当中間連結会計期間	40,218	-	40,218	443	-	443	2.20

(注) 1. 資金運用勘定は当行の無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間19,636百万円、当中間連結会計期間20,214百万円）を、資金調達勘定は当行の金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間10,542百万円、当中間連結会計期間6,337百万円）及び利息（前中間連結会計期間14百万円、当中間連結会計期間10百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息額であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の国内業務部門の役務取引等収益は、預金・貸出、為替業務を中心に9,239百万円となりました。役務取引等費用は、2,855百万円となりました。また国際業務部門の役務取引等収益は、為替業務を中心に71百万円、役務取引等費用は32百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	10,307	79	10,387
	当中間連結会計期間	9,239	71	9,310
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,896	-	2,896
	当中間連結会計期間	2,874	-	2,874
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,812	78	2,890
	当中間連結会計期間	2,718	70	2,788
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,724	-	1,724
	当中間連結会計期間	1,193	-	1,193
うち代理業務	前中間連結会計期間	974	-	974
	当中間連結会計期間	707	-	707
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	42	-	42
	当中間連結会計期間	40	-	40
うち保証業務	前中間連結会計期間	837	1	838
	当中間連結会計期間	769	1	771
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,870	36	2,907
	当中間連結会計期間	2,855	32	2,887
うち為替業務	前中間連結会計期間	463	31	495
	当中間連結会計期間	450	27	478

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引勘定は設置しておりません。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	3,500,495	7,479	3,507,974
	当中間連結会計期間	3,570,932	8,410	3,579,343
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,844,678	-	1,844,678
	当中間連結会計期間	1,796,213	-	1,796,213
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,630,408	-	1,630,408
	当中間連結会計期間	1,719,467	-	1,719,467
うちその他	前中間連結会計期間	25,408	7,479	32,888
	当中間連結会計期間	55,251	8,410	63,661
譲渡性預金	前中間連結会計期間	58,234	-	58,234
	当中間連結会計期間	44,994	-	44,994
総合計	前中間連結会計期間	3,558,730	7,479	3,566,209
	当中間連結会計期間	3,615,927	8,410	3,624,338

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(6) 国内・特別国際金融取引勘定分別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	2,711,482	100.00	2,767,479	100.00
製造業	205,916	7.60	233,861	8.45
農業	7,337	0.27	8,905	0.32
林業	373	0.01	395	0.01
漁業	2,423	0.09	2,324	0.08
鉱業	1,702	0.06	1,777	0.06
建設業	126,691	4.67	121,561	4.39
電気・ガス・熱供給・水道業	28,042	1.03	34,636	1.25
情報通信業	6,509	0.24	8,619	0.31
運輸業	64,908	2.39	71,862	2.60
卸売・小売業	351,194	12.95	360,576	13.03
金融・保険業	154,700	5.71	148,022	5.35
不動産業	167,530	6.18	175,364	6.34
各種サービス業	290,567	10.72	282,994	10.23
地方公共団体等	361,957	13.35	360,556	13.03
その他	941,633	34.73	956,027	34.55
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
合計	2,711,482	-	2,767,479	-

外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	447,983	-	447,983
	当中間連結会計期間	454,529	-	454,529
地方債	前中間連結会計期間	64,744	-	64,744
	当中間連結会計期間	106,489	-	106,489
社債	前中間連結会計期間	208,166	-	208,166
	当中間連結会計期間	223,635	-	223,635
株式	前中間連結会計期間	60,571	-	60,571
	当中間連結会計期間	52,962	-	52,962
その他の証券	前中間連結会計期間	38,973	37,405	76,379
	当中間連結会計期間	32,327	41,772	74,100
合計	前中間連結会計期間	820,439	37,405	857,845
	当中間連結会計期間	869,944	41,772	911,716

（注）「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	37,428	36,359	1,069
経費 (除く臨時処理分)	19,295	19,877	582
人件費	8,050	8,353	302
物件費	9,902	10,186	284
税金	1,342	1,337	4
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	18,133	16,481	1,651
のれん償却額	-	-	-
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	18,133	16,481	1,651
一般貸倒引当金繰入額	664	1,056	1,720
業務純益	18,797	15,425	3,372
うち債券関係損益	380	1,143	1,523
臨時損益	5,718	5,601	116
株式関係損益	878	226	651
不良債権処理損失	4,639	4,545	94
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	4,550	3,848	701
特定債務者支援引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
偶発損失引当金繰入額	-	192	192
その他の債権売却損等	88	503	414
その他臨時損益	200	829	629
経常利益	13,079	9,823	3,255
特別損益	840	87	752
うち固定資産処分損益	78	90	11
税引前中間純利益	12,238	9,735	2,502
法人税、住民税及び事業税	32	5,484	5,452
法人税等調整額	5,258	3,496	8,754
中間純利益	6,947	7,747	800

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.82	1.82	0.00
(イ) 貸出金利回	2.15	2.17	0.02
(ロ) 有価証券利回	1.05	0.94	0.11
(2) 資金調達原価	1.30	1.37	0.07
(イ) 預金等利回	0.24	0.29	0.05
(ロ) 外部負債利回	1.71	2.03	0.32
(3) 総資金利鞘 -	0.52	0.44	0.08

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	51.27	46.51	4.76
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	51.27	46.51	4.76
業務純益ベース	53.26	43.33	9.93
中間純利益ベース	17.66	20.23	2.57

(注) $(\text{中間純利益等} - \text{優先株式配当金総額}) \div 183 \times 365 \times 100$

ROE = $\frac{\text{ROE}}{\text{ROE}}$

= $\frac{((\text{期首純資産(除く優先株式)}) + (\text{期末純資産(除く優先株式)})) \div 2}{\text{ROE}}$

4. 預金・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	3,517,727	3,589,187	71,460
預金 (平残)	3,503,191	3,546,754	43,563
貸出金 (未残)	2,703,676	2,760,344	56,668
貸出金 (平残)	2,654,265	2,691,455	37,190

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	2,551,063	2,660,409	109,346
法人	851,674	793,027	58,647
その他	114,990	135,751	20,761
合計	3,517,727	3,589,187	71,460

(注) 1. 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2. その他とは、公金預金と金融機関預金であります。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人ローン残高	901,402	917,793	16,391
うち住宅系ローン残高	849,729	867,043	17,314
うちその他のローン残高	51,673	50,750	923

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	百万円	1,992,117	2,007,149	15,032	
総貸出金残高	百万円	2,703,676	2,760,344	56,668	
中小企業等貸出金比率	/	%	73.68	72.71	0.97
中小企業等貸出先件数	件	246,593	251,938	5,345	
総貸出先件数	件	249,964	252,318	2,354	
中小企業等貸出先件数比率	/	%	98.65	99.84	1.19

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証 (支払承諾) の状況 (単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	148	1,125	138	1,081
保証	3,019	29,329	2,861	28,938
計	3,167	30,454	2,999	30,020

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断す

るための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の計算については、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	93,524	93,524
	うち非累積的永久優先株	49,373	49,373
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	16,795	16,795
	利益剰余金	52,355	66,215
	自己株式（ ）	-	13,230
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	3,313	2,145
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	6,077
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	1,061	758
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
	計 (A)	158,298	154,323
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	16,279	16,684
	負債性資本調達手段等	40,000	48,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	40,000	48,000
計	56,279	64,684	
うち自己資本への算入額 (B)	53,230	61,817	
控除項目	控除項目（注4） (C)	1,608	1,318
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	209,920	214,822	
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,921,233	1,996,080
	オフ・バランス取引等項目	59,239	75,380
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,980,472	2,071,461
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	136,441	139,343
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,915	11,147
計 (E) + (F) (H)	2,116,913	2,210,804	
連結自己資本比率（国内基準） = D / H × 100（%）		9.91	9.71
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		7.47	6.98

（注）1．告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	93,524	93,524
	うち非累積的永久優先株	49,373	49,373
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	16,795	16,795
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	2,648	3,524
	その他利益剰余金	47,242	60,601
	その他	-	-
	自己株式（ ）	-	13,230
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	3,313	2,145
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	6,079
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計 (A)	156,896	152,989	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	12,629	12,380
	負債性資本調達手段等	40,000	48,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	40,000	48,000
計	52,629	60,380	
うち自己資本への算入額 (B)	52,629	60,380	
控除項目	控除項目（注4） (C)	50	50
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	209,475	213,320	
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,916,429	1,990,538
	オフ・バランス取引等項目	59,384	75,715
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,975,813	2,066,253
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	134,204	135,576
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,736	10,846
計 (E) + (F) (H)	2,110,018	2,201,830	
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		9.92	9.68
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		7.43	6.94

（注）1．告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	121	176
危険債権	769	579
要管理債権	155	180
正常債権	26,667	27,384

(注) 上記金額は単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3【対処すべき課題】

平成13年4月に、長期経営計画「Progress Plan 10(プログレス プラン テン)」を策定し、現在、平成19年度及び平成20年度の2年間を期間とする第四次中期経営計画に基づき、業務を遂行しております。

本中期経営計画においては、当該2年間を『金融競争の激化に対応し、新時代に相応しい「攻め」の経営とガバナンスの強化を行い、各ステークホルダーの満足度向上を図るとともに、ゆるぎない営業基盤の確立を目指す期間』と位置付け、以下の経営課題に取り組んでおります。

1. 収益力強化と効率化追求
2. ガバナンスの強化
3. 人員の最適配置と人材育成
4. 顧客・株主・地域・従業員の満足度向上

本計画は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループとして公表しております「経営の健全化のための計画」をベースとしており、グループの総力を結集して、計画達成に向け努力してまいります。

今後とも、広域地域金融グループのネットワークを活かし、より充実した総合金融サービスを提供することで、営業基盤をさらに強化、拡大し、企業価値のさらなる向上を目指して、お取引先の皆様のご期待にお応えしていく所存であります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行		中標津 支店ほか	北海道 標津郡ほか	新設	土地・建物	445	57	自己資金	平成20年 5月	

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,263,000,000
第一種優先株式	79,000,000
第二種優先株式	108,000,000
計	1,450,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	374,356,952	同左	-	(注)1
第一回第一種優先 株式	79,000,000	同左	-	(注)2
第一回第二種優先 株式	107,432,000	同左	-	(注)3
計	560,788,952	同左	-	-

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当行における標準となる株式。

2. 第一回第一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

1株につき6円62銭。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当の支払いをしない。

(2) 優先中間配当金

1株につき3円31銭。

(3) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき570円を支払う。本優先株主に対しては、上記570円のほか残余財産の分配はしない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当行が発行するすべての優先株式と同順位とする。

(5) 消却

当行は、いつでも本優先株式を買受け、これを保有し、又は利益をもって消却することができる。

(6) 議決権に関する定款条項

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結のときより、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有する。

(7) 株式の併合又は分割、新株等の引受権

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、本優先株主には、株式及び新株予約権の無償割当ては行わない。

当行は、本優先株主には募集新株、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(8) 普通株式への転換

転換請求期間

平成13年8月1日から平成22年7月31日までとする。

ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という)の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額 金251円10銭

転換価額の修正

転換価額は、平成14年8月1日以降平成21年8月1日までの毎年8月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という）に、当該転換価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「転換価額修正日現在の時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に0.8を乗じた金額とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、当行完全親会社について下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はに準じて調整される。

転換価額の調整

当行が本優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式分割その他一定の場合には、転換価額（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が80円を下回る場合には、80円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換により発行する株式の内容

株式会社北海道銀行普通株式

(9) 普通株式への一斉転換

平成22年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成22年8月1日（以下「一斉転換日」という）をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に0.8を乗じた金額で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が110円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を110円で除して得られる数の普通株式となる。

3. 第一回第二種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

1株につき15円。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株式の株主（以下「本優先株主」という）に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当の支払いをしない。

(2) 優先中間配当金

1株につき7円50銭。

(3) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。本優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配はしない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当行が発行するすべての優先株式と同順位とする。

(5) 消却

当行は、いつでも本優先株式を買受け、これを保有し、又は利益をもって消却することができる。

(6) 強制償還

当行は、平成17年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき500円で本優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行うことができる。

(7) 議決権に関する定款条項

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結のときより、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有する。

(8) 株式の併合又は分割、新株等の引受権

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、本優先株主には、株式及び新株予約権の無償割当ては行わない。

当行は、本優先株主には募集新株、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われぬ。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	-	560,788	-	93,524,017	-	16,795,093

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	富山市堤町通り1丁目2番26号	374,356	100.00
計	-	374,356	100.00

第一回第一種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	富山市堤町通り1丁目2番26号	65,500	82.91
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	13,500	17.09
計	-	79,000	100.00

第一回第二種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	富山市堤町通り1丁目2番26号	107,432	100.00
計	-	107,432	100.00

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 79,000,000	-	(注)
	第一回第二種優先株式 107,432,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 374,356,000	374,356	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 952	-	-
発行済株式総数	560,788,952	-	-
総株主の議決権	-	374,356	-

(注) 各種類の株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

普通株式

当株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

第一回第一種優先株式

当株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

第一回第二種優先株式

当株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】
(1)【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	84,399	91,874	92,244
コールローン及び買入手形	80,000	20,000	51,001
買入金銭債権	1	0	1
商品有価証券	4,030	2,378	2,488
金銭の信託	8,952	5,888	7,277
有価証券	1, 7, 12 857,845	1, 7, 12 911,716	1, 7, 12 893,510
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,711,482	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,767,479	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,693,643
外国為替	6 4,452	6 6,091	6 5,643
その他資産	7 73,011	7 84,701	7 61,209
有形固定資産	9, 10 26,318	9 28,464	9, 10 26,807
無形固定資産	3,814	3,733	3,931
繰延税金資産	24,594	30,461	23,102
支払承諾見返	12 30,454	12 30,020	12 28,171
貸倒引当金	50,936	41,680	43,482
資産の部合計	3,858,422	3,941,131	3,845,553
負債の部			
預金	7 3,507,974	7 3,579,343	7 3,488,898
譲渡性預金	58,234	44,994	48,193
借入金	11 40,000	11 48,000	11 40,000
外国為替	42	25	79
その他負債	41,447	69,889	59,426
退職給付引当金	10,623	10,525	10,466
偶発損失引当金	-	521	328
睡眠預金払戻引当金	906	583	545
支払承諾	12 30,454	12 30,020	12 28,171
負債の部合計	3,689,683	3,783,903	3,676,109
純資産の部			
資本金	93,524	93,524	93,524
資本剰余金	16,795	16,795	16,795
利益剰余金	52,355	66,215	59,640
自己株式	-	13,230	-
株主資本合計	162,674	163,305	169,959
その他有価証券評価差額金	6,064	6,077	516
評価・換算差額等合計	6,064	6,077	516
純資産の部合計	168,738	157,227	169,443
負債及び純資産の部合計	3,858,422	3,941,131	3,845,553

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結 損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	47,859	48,860	98,725
資金運用収益	34,323	34,641	68,904
(うち貸出金利息)	28,738	29,413	58,445
(うち有価証券利息配当金)	4,954	4,786	9,423
役務取引等収益	10,387	9,310	20,278
その他業務収益	2,144	4,365	7,551
その他経常収益	1,004	542	1,990
経常費用	34,583	39,177	69,195
資金調達費用	4,892	5,861	10,195
(うち預金利息)	4,258	5,248	8,997
役務取引等費用	2,907	2,887	5,868
その他業務費用	197	1,724	1,889
営業経費	20,319	21,013	40,769
その他経常費用	6,266	7,689	10,471
経常利益	13,276	9,683	29,530
特別利益	41	17	94
固定資産処分益	6	-	44
償却債権取立益	34	17	50
特別損失	869	90	1,079
固定資産処分損	85	90	257
減損損失	11	-	49
睡眠預金払戻引当金繰入額	772	-	772
税金等調整前中間純利益	12,448	9,610	28,545
法人税、住民税及び事業税	153	5,693	309
法人税等調整額	5,284	3,726	10,626
法人税等合計		1,967	
中間純利益	7,010	7,642	17,609

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	93,524	93,524	93,524
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	93,524	93,524	93,524
資本剰余金			
前期末残高	16,795	16,795	16,795
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	16,795	16,795	16,795
利益剰余金			
前期末残高	45,344	59,640	45,344
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	1,067	3,313
中間純利益	7,010	7,642	17,609
当中間期変動額合計	7,010	6,575	14,295
当中間期末残高	52,355	66,215	59,640
自己株式			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の取得	-	13,230	-
当中間期変動額合計	-	13,230	-
当中間期末残高	-	13,230	-
株主資本合計			
前期末残高	155,663	169,959	155,663
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	1,067	3,313
中間純利益	7,010	7,642	17,609
自己株式の取得	-	13,230	-
当中間期変動額合計	7,010	6,654	14,295
当中間期末残高	162,674	163,305	169,959

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	10,733	516	10,733
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,668	5,561	11,249
当中間期変動額合計	4,668	5,561	11,249
当中間期末残高	6,064	6,077	516
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	3	-	3
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3	-	3
当中間期変動額合計	3	-	3
当中間期末残高	-	-	-
評価・換算差額等合計			
前期末残高	10,736	516	10,736
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,671	5,561	11,252
当中間期変動額合計	4,671	5,561	11,252
当中間期末残高	6,064	6,077	516
純資産合計			
前期末残高	166,399	169,443	166,399
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	1,067	3,313
中間純利益	7,010	7,642	17,609
自己株式の取得	-	13,230	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,671	5,561	11,252
当中間期変動額合計	2,339	12,215	3,043
当中間期末残高	168,738	157,227	169,443

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	12,448	9,610	28,545
減価償却費	1,083	1,233	2,315
減損損失	11	-	49
のれん償却額	151	151	303
貸倒引当金の増減()	1,145	1,801	8,600
退職給付引当金の増減額(は減少)	212	59	369
偶発損失引当金の増減額(は減少)	-	192	328
睡眠預金払戻引当金の増減額(は減少)	906	37	545
資金運用収益	34,323	34,641	68,904
資金調達費用	4,892	5,861	10,195
有価証券関係損益()	1,310	2,983	1,226
金銭の信託の運用損益(は運用益)	15	93	178
為替差損益(は益)	213	170	1,319
固定資産処分損益(は益)	78	90	213
貸出金の純増()減	10,948	73,836	6,890
預金の純増減()	37,618	87,245	8,501
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	45,900	-	45,900
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	182	1,488	1,800
コールローン等の純増()減	29,999	31,002	58,997
債券貸借取引支払保証金の純増()減	21,785	-	21,785
債券貸借取引受入担保金の純増減()	28,896	-	28,896
外国為替(資産)の純増()減	1,234	448	43
外国為替(負債)の純増減()	4	53	41
資金運用による収入	34,225	34,478	69,891
資金調達による支出	3,376	4,503	7,581
商品有価証券の純増()減	826	110	715
その他(資産)	22,090	23,381	11,405
その他(負債)	6,972	3,611	9,977
小計	8,896	39,414	48,606
法人税等の支払額	1,248	199	1,474
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,145	39,215	47,132
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	147,911	313,430	520,245
有価証券の売却による収入	107,333	186,245	414,379
有価証券の償還による収入	22,423	96,971	40,646
金銭の信託の減少による収入	3,500	1,280	5,000
有形固定資産の取得による支出	1,278	2,471	2,799
有形固定資産の売却による収入	24	9	136
無形固定資産の取得による支出	354	404	1,059
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,262	31,800	63,941
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	-	8,000	-
配当金の支払額	-	1,067	3,313
自己株式の取得による支出	-	13,230	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	6,297	3,313
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1	59
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	26,409	1,118	20,182
現金及び現金同等物の期首残高	110,178	89,995	110,178
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 83,768	1 91,114	1 89,995

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 2社 会社名 道銀ビジネスサービス株式会社 道銀カード株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合 道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 道銀サハリンビジネス投資事業有限責任組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 2社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 2社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合 道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 道銀サハリンビジネス投資事業有限責任組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社</p> <p>会社名 道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合 道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 道銀サハリンビジネス投資事業有限責任組合</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社</p> <p>会社名 道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合 道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 道銀サハリンビジネス投資事業有限責任組合</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 2社</p>	同左	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 2社</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については連結決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 その他：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,059百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,771百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,448百万円であります。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(11,587百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(11,587百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
		<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。 (追加情報) 平成19年10月1日より信用保証協会において責任共有制度が導入されたことに伴い、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、その他経常費用が328百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は328百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(8) 睡眠預金払戻引当金の計上基準 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は133百万円、特別損失は772百万円それぞれ増加し、経常利益は133百万円、税金等調整前中間純利益は906百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(8) 睡眠預金払戻引当金の計上基準 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(8) 睡眠預金払戻引当金の計上基準 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は227百万円減少し、特別損失は772百万円増加し、経常利益は227百万円増加し、税金等調整前当期純利益は545百万円減少しております。</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。連結子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ) 連結子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。連結子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。</p>
	<p>(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社の出資金1,573百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,569百万円、延滞債権額は90,066百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,495百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は110,130百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,358百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社の出資金1,256百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,824百万円、延滞債権額は73,032百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,982百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は97,839百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,090百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社の出資金1,403百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,557百万円、延滞債権額は80,074百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,170百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は101,802百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,189百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 64,192百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 7,417百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,876百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,386百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、948,639百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが925,393百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 33,016百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,061百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>11. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は33,145百万円であります。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 62,576百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 18,685百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,864百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は11百万円、保証金は2,386百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、933,197百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが917,402百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 32,792百万円</p> <p>11. 同左</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は37,670百万円であります。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 64,131百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 12,500百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,962百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4百万円及び保証金は2,385百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、936,502百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが921,769百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 32,326百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,051百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>11. 同左</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は36,227百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. その他経常費用には、貸出金償却7百万円、貸倒引当金繰入額4,353百万円及び株式等償却533百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸出金償却13百万円、貸倒引当金繰入額5,794百万円及び株式等償却211百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸出金償却534百万円、貸倒引当金繰入額5,450百万円及び株式等償却2,140百万円を含んでおりません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	374,356	-	-	374,356	-
第一種優先株式	79,000	-	-	79,000	-
第二種優先株式	107,432	-	-	107,432	-
合計	560,788	-	-	560,788	-

2. 配当に関する事項

基準日が、当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月22日 取締役会	普通株式	2,246	利益剰余金	6.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第一種優先株式	261	利益剰余金	3.31	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第二種優先株式	805	利益剰余金	7.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	374,356	-	-	374,356	-
第一回第一種優先株式	79,000	-	-	79,000	-
第一回第二種優先株式	107,432	-	-	107,432	-
合計	560,788	-	-	560,788	-
自己株式					
第一回第一種優先株式	-	13,500	-	13,500	(注)
合計	-	13,500	-	13,500	

(注) 第一回第一種優先株式の自己株式数の増加13,500千株は、同優先株式の取得であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	第一回第一種優先株式	261	3.31	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種優先株式	805	7.50		

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	1,123	利益剰余金	3.00	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第一回第一種優先株式	216	利益剰余金	3.31		
	第一回第二種優先株式	805	利益剰余金	7.50		

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	374,356	-	-	374,356	-
第一回第一種優先株式	79,000	-	-	79,000	-
第一回第二種優先株式	107,432	-	-	107,432	-
合計	560,788	-	-	560,788	-

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月22日 取締役会	普通株式	2,246	6.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第一回第一種優先株式	261	3.31		
	第一回第二種優先株式	805	7.50		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	第一回第一種優先株式	261	利益剰余金	3.31	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種優先株式	805	利益剰余金	7.50		

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位:百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 84,399 預け金(日銀預け金を除く) 631 現金及び現金同等物 83,768	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位:百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 91,874 預け金(日銀預け金を除く) 760 現金及び現金同等物 91,114	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (単位:百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 92,244 預け金(日銀預け金を除く) 2,249 現金及び現金同等物 89,995

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、ATM、電子計算機及び車輛であ ります。 無形固定資産 ソフトウェアであります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる 重要な事項「4. 会計処理基準に関する事 項」の「(4)減価償却の方法」に記載のと おりであります。	
リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース 取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累 計額相当額、減損損失累計額相当額及び中 間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 3,370百万円 その他 841百万円 合計 4,211百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,070百万円 その他 420百万円 合計 1,491百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 2,300百万円 その他 420百万円 合計 2,720百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中 間連結会計期間末残高が有形固定資 産の中間連結会計期間末残高等に占 める割合が低いいため、支払利子込み 法によっております。	2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会 計処理を行っている所有権移転外ファイ ナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累 計額相当額、減損損失累計額相当額及び中 間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 4,187百万円 合計 4,187百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 2,103百万円 合計 2,103百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,084百万円 合計 2,084百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中 間連結会計期間末残高が有形固定資 産の中間連結会計期間末残高等に占 める割合が低いいため、支払利子込み 法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース 取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累 計額相当額、減損損失累計額相当額及び年 度末残高相当額 取得価額相当額 動産 3,346百万円 その他 841百万円 合計 4,187百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,296百万円 その他 462百万円 合計 1,759百万円 年度末残高相当額 動産 2,049百万円 その他 378百万円 合計 2,428百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年 度末残高が有形固定資産の年度末残 高等に占める割合が低いいため、支払 利子込み法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
<p>・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>681百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,038百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,720百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>308百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>308百万円</td> </tr> </table> <p>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年内	681百万円	1年超	2,038百万円	合計	2,720百万円	支払リース料	308百万円	減価償却費相当額	308百万円	<p>・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>678百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,406百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,084百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>344百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>344百万円</td> </tr> </table> <p>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年内	678百万円	1年超	1,406百万円	合計	2,084百万円	支払リース料	344百万円	減価償却費相当額	344百万円	<p>・ 未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>686百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,741百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,428百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>652百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>652百万円</td> </tr> </table> <p>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年内	686百万円	1年超	1,741百万円	合計	2,428百万円	支払リース料	652百万円	減価償却費相当額	652百万円
1年内	681百万円																															
1年超	2,038百万円																															
合計	2,720百万円																															
支払リース料	308百万円																															
減価償却費相当額	308百万円																															
1年内	678百万円																															
1年超	1,406百万円																															
合計	2,084百万円																															
支払リース料	344百万円																															
減価償却費相当額	344百万円																															
1年内	686百万円																															
1年超	1,741百万円																															
合計	2,428百万円																															
支払リース料	652百万円																															
減価償却費相当額	652百万円																															

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	13,847	13,930	82
地方債	10,921	10,920	0
社債	58,203	58,091	112
その他	18,676	18,286	390
合計	101,649	101,229	420

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	33,091	55,307	22,215
債券	617,402	604,276	13,126
国債	446,467	434,135	12,332
地方債	54,112	53,823	289
社債	116,822	116,318	504
その他	58,115	57,699	415
合計	708,609	717,283	8,673

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募事業債	33,645
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券	5,266 0

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	13,861	14,083	221
地方債	9,347	9,358	10
社債	45,399	44,947	451
その他	14,736	14,475	261
合計	83,345	82,863	481

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	32,609	47,836	15,226
債券	698,163	677,975	20,188
国債	459,573	440,667	18,906
地方債	97,712	97,141	571
社債	140,876	140,166	710
その他	65,352	59,360	5,991
合計	796,125	785,172	10,953

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落している等の場合で、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、80百万円（全額株式）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり実施しております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	時価が取得原価に比べ下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非公募事業債	38,070
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券	5,128 0

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	2,488	30

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	13,854	14,278	423	423	-
地方債	10,878	10,901	22	22	0
短期社債	-	-	-	-	-
社債	53,459	53,269	189	41	230
その他	17,135	16,938	196	19	216
合計	95,327	95,387	59	507	447

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	32,595	47,181	14,585	15,656	1,071
債券	661,045	648,731	12,313	2,334	14,647
国債	448,381	435,475	12,905	1,325	14,231
地方債	83,573	84,045	471	545	74
短期社債	-	-	-	-	-
社債	129,090	129,211	120	462	341
その他	64,303	60,271	4,032	451	4,483
合計	757,945	756,184	1,761	18,442	20,203

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落している等の場合で、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
- 当連結会計年度における減損処理額は、2,113百万円（全額株式）であります。
- また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり実施しております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	時価が取得原価に比べ下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	399,710	3,168	775

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募事業債	36,627
その他有価証券 非上場株式	5,370
非上場外国証券	0

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	157,317	286,059	183,412	136,763
国債	90,289	106,416	115,861	136,763
地方債	9,409	53,048	32,464	-
短期社債	-	-	-	-
社債	57,617	126,594	35,086	-
その他	7,559	19,790	33,764	296
合計	164,876	305,849	217,176	137,060

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万 円)
その他の金銭の信託	4,000	3,992	7

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万 円)
その他の金銭の信託	2,000	1,995	4

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,780	36

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	2,500	2,496	3	0	3

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,666
その他有価証券	8,673
その他の金銭の信託	7
()繰延税金負債	2,602
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,064
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,064

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,958
その他有価証券	10,953
その他の金銭の信託	4
(+)繰延税金資産	4,880
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,077
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,077

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,764
その他有価証券	1,761
その他の金銭の信託	3
(+)繰延税金資産	1,247
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	516
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	516

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	450,965	470	470
	金利オプション	246,927	0	2,393
	その他	19,736	-	32
合計			470	2,895

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	7,266	155	155
	為替予約	14,478	315	315
	通貨オプション	467,173	0	3,046
	その他	-	-	-
合計			470	3,516

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	541,033	629	629
	金利オプション	271,010	0	2,508
	その他	11,931	-	23
合計			630	3,161

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	5,735	134	134
	為替予約	3,631	14	14
	通貨オプション	720,708	0	6,193
	その他	-	-	-
合計			148	6,342

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では通貨スワップ・為替予約・通貨オプション取引、金利関連では、金利先物・金利先物オプション・金利スワップ・金利オプション・キャップ取引、有価証券関連では、株価指数先物・株価指数オプション・債券先物・債券先物オプション取引であります。

連結子会社の利用しているデリバティブ取引は、ありません。

(2) 利用目的・取組方針

お客様の多様なニーズに応えるために行っているデリバティブ取引は、原則として銀行間市場でカバー取引を行っております。当行自身の資産・負債の総合的管理（いわゆるALM）のために行っているデリバティブ取引は、金利・為替等のリスクヘッジを目的としております。また、短期的な売買差益を獲得する目的で行っているデリバティブ取引は、当行の定めるリスク管理基準に則り、限定的な範囲で取り組んでおります。

なお、貸出金及び有価証券に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用している金利スワップについては、ヘッジ会計を適用しております。これらの金利スワップは、想定元本、利息の受払条件、契約期間がヘッジ対象である資産とほぼ同一であり、当該資産とほとんど一体とみなすことができるものであります。

(3) 取引に係るリスクの内容

当行が行っている通貨関連取引は、為替相場の変動によるリスクを有しており、金利関連取引は市場金利の変動によるリスクを、また有価証券関連取引は有価証券の価格変動リスクを有しております。

これらの取引は国内外の取引所及び信用度の高い相手先と行っており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制については、毎月にALM委員会においてリスク量の限度額と損失限度額が定められ、各部署においてリスク管理基準に則って取引が行われます。

各部署においてはポジション管理、決済管理を行うとともに、短期的な売買差益を獲得する目的で行っているデリバティブ取引は、管理セクションが取引の確認、日々のポジションの時価評価、損益状況、リスク量の計測を行い、一定の限度を超えるリスクが発生しないように管理し、結果を毎日経営陣に報告しております。

(5) 定量的情報に関する補足説明

以下に記載しております『契約額等』は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。また、評価損益には、ヘッジ会計を適用していないオンバランスのヘッジ目的の取引を含んでおります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	222,882	216,865	2,171	2,171
	受取変動・支払固定	266,822	255,805	2,091	2,091
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	134,286	95,790	1,240	1,181
	買建	128,226	95,730	1,239	1,239
	その他				
売建	6,315	6,285	26	79	
買建	6,315	6,285	26	53	
	合計			79	2,527

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	6,179	5,105	146	146
	為替予約				
	売建	2,294	-	76	76
	買建	1,870	-	35	35
	通貨オプション				
	売建	288,424	244,968	26,550	568
	買建	288,424	244,968	26,550	5,348
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			258	5,037

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

一般企業の海外売上高に代えた国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	184.12	174.04	186.00
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	15.88	17.68	41.34
滞在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	円	12.50	13.63	32.24

(注) 1.1 株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	7,010	7,642	17,609
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,067	1,022	2,134
うち定時株主総会決議による優 先配当額	百万円			1,067
うち中間優先配当額	百万円	1,067	1,022	1,067
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	5,943	6,620	15,474
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	374,356	374,356	374,356
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	261	216	522
うち定時株主総会決議による優 先配当額	百万円			261
うち中間優先配当額	百万円	261	216	261
普通株式増加数	千株	121,900	127,296	121,900
うち優先株式	千株	121,900	127,296	121,900

2.1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	168,738	157,227	169,443
純資産の部の合計額から控除する 金額	百万円	99,813	92,073	99,813
うち優先株式発行金額	百万円	98,746	91,051	98,746
うち優先配当額	百万円			1,067
うち中間優先配当額	百万円	1,067	1,022	
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	68,925	65,153	69,629
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末の普通株式の数	千株	374,356	374,356	374,356

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)
該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
該当ありません。

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
当行は、平成20年6月23日開催の取締役会において、株式会社ほくほくフィナンシャルグループが保有する第一回第一種優先株式に関して、下記の通り自己株式の取得を決議いたしました。

(1)取得する株式の種類	当行第一回第一種優先株式
(2)取得する株式の総数	13,500,000株
(3)取得価額	1株につき980円
(4)取得総額	13,230,000,000円
(5)取得先	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
(6)取得予定日	平成20年6月26日

(2)【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対照 表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	84,354	91,811	92,224
コールローン	80,000	20,000	51,001
買入金銭債権	1	0	1
商品有価証券	4,030	2,378	2,488
金銭の信託	8,952	5,888	7,277
有価証券	1, 7, 12 858,228	1, 7, 12 912,099	1, 7, 12 893,897
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,703,676	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,760,344	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,686,873
外国為替	6 4,452	6 6,091	6 5,643
その他資産	7 68,879	7 80,387	7 56,507
有形固定資産	9, 10 26,295	9 28,429	9, 10 26,781
無形固定資産	2,739	2,831	3,004
繰延税金資産	24,304	29,959	22,828
支払承諾見返	12 30,454	12 30,020	12 28,171
貸倒引当金	42,721	33,404	35,834
資産の部合計	3,853,647	3,936,839	3,840,867
負債の部			
預金	7 3,517,727	7 3,589,187	7 3,498,317
譲渡性預金	58,234	44,994	48,193
借入金	11 40,000	11 48,000	11 40,000
外国為替	42	25	79
その他負債	29,433	57,895	47,566
未払法人税等		5,561	266
リース債務		200	-
その他の負債		52,133	47,299
退職給付引当金	10,574	10,475	10,415
偶発損失引当金	-	521	328
睡眠預金払戻引当金	906	583	545
支払承諾	12 30,454	12 30,020	12 28,171
負債の部合計	3,687,373	3,781,704	3,673,617
純資産の部			
資本金	93,524	93,524	93,524
資本剰余金	16,795	16,795	16,795
資本準備金	16,795	16,795	16,795
利益剰余金	49,890	64,126	57,445
利益準備金	2,648	3,524	3,310
その他利益剰余金	47,242	60,601	54,134
繰越利益剰余金	47,242	60,601	54,134
自己株式	-	13,230	-
株主資本合計	160,209	161,215	167,764
その他有価証券評価差額金	6,064	6,079	515
評価・換算差額等合計	6,064	6,079	515
純資産の部合計	166,273	155,135	167,249
負債及び純資産の部合計	3,853,647	3,936,839	3,840,867

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	46,650	47,736	96,081
資金運用収益	34,218	34,540	68,693
(うち貸出金利息)	28,641	29,321	58,253
(うち有価証券利息配当金)	4,948	4,776	9,408
役務取引等収益	9,388	8,413	18,306
その他業務収益	2,022	4,238	7,178
その他経常収益	1,021	543	1,902
経常費用	33,571	37,912	66,607
資金調達費用	4,948	5,919	10,240
(うち預金利息)	4,314	5,307	9,042
役務取引等費用	3,119	3,250	6,297
その他業務費用	145	1,672	1,787
営業経費	1 19,600	1 20,334	39,370
その他経常費用	2 5,756	2 6,734	2 8,912
経常利益	13,079	9,823	29,473
特別利益	28	2	67
特別損失	869	90	1,079
税引前中間純利益	12,238	9,735	28,460
法人税、住民税及び事業税	32	5,484	61
法人税等調整額	5,258	3,496	10,582
法人税等合計		1,988	
中間純利益	6,947	7,747	17,815

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の要約株主資本 等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	93,524	93,524	93,524
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	93,524	93,524	93,524
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	16,795	16,795	16,795
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	16,795	16,795	16,795
資本剰余金合計			
前期末残高	16,795	16,795	16,795
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	16,795	16,795	16,795
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	2,648	3,310	2,648
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	213	662
当中間期変動額合計	-	213	662
当中間期末残高	2,648	3,524	3,310
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	40,294	54,134	40,294
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	1,280	3,976
中間純利益	6,947	7,747	17,815
当中間期変動額合計	6,947	6,467	13,839
当中間期末残高	47,242	60,601	54,134
利益剰余金合計			
前期末残高	42,942	57,445	42,942
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	1,067	3,313
中間純利益	6,947	7,747	17,815
当中間期変動額合計	6,947	6,680	14,502
当中間期末残高	49,890	64,126	57,445
自己株式			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の取得	-	13,230	-
当中間期変動額合計	-	13,230	-
当中間期末残高	-	13,230	-
株主資本合計			
前期末残高	153,261	167,764	153,261
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	1,067	3,313
中間純利益	6,947	7,747	17,815
自己株式の取得	-	13,230	-
当中間期変動額合計	6,947	6,549	14,502
当中間期末残高	160,209	161,215	167,764

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の要約株主資本 等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	10,732	515	10,732
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,668	5,564	11,247
当中間期変動額合計	4,668	5,564	11,247
当中間期末残高	6,064	6,079	515
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	3	-	3
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3	-	3
当中間期変動額合計	3	-	3
当中間期末残高	-	-	-
評価・換算差額等合計			
前期末残高	10,735	515	10,735
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,671	5,564	11,250
当中間期変動額合計	4,671	5,564	11,250
当中間期末残高	6,064	6,079	515
純資産合計			
前期末残高	163,997	167,249	163,997
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	1,067	3,313
中間純利益	6,947	7,747	17,815
自己株式の取得	-	13,230	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,671	5,564	11,250
当中間期変動額合計	2,276	12,113	3,251
当中間期末残高	166,273	155,135	167,249

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。		(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存簿価については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,059百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,771百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,448百万円であります。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
		<p>(3) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成19年10月1日より信用保証協会において責任共有制度が導入されたことに伴い、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、その他経常費用が328百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は328百万円減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(4) 睡眠預金払戻引当金</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は133百万円、特別損失は772百万円それぞれ増加し、経常利益は133百万円、税引前中間純利益は906百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻引当金</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻引当金</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は227百万円減少し、特別損失は772百万円増加し、経常利益は227百万円増加し、税引前当期純利益は545百万円減少しております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建て資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる中間貸借対照表に与える影響は軽微であり、中間損益計算書に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 4,008百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,717百万円、延滞債権額は84,583百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませす。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,495百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は103,796百万円でありませす。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませす。その額面金額は、33,358百万円でありませす。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 3,691百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,953百万円、延滞債権額は68,076百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませす。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,982百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,012百万円でありませす。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませす。その額面金額は、28,090百万円でありませす。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 3,838百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,907百万円、延滞債権額は75,359百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませす。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,170百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,437百万円でありませす。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませす。その額面金額は、29,189百万円でありませす。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)												
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>64,192百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務 預金</td> <td>7,417百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,876百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,379百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、919,082百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが895,836百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 32,925百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,061百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は33,145百万円であります。</p>	有価証券	64,192百万円	担保資産に対応する債務 預金	7,417百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>62,576百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務 預金</td> <td>18,685百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,864百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は11百万円、保証金は2,379百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、906,563百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが890,768百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 32,698百万円</p> <p>11. 同左</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は37,670百万円あります。</p>	有価証券	62,576百万円	担保資産に対応する債務 預金	18,685百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>64,131百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務 預金</td> <td>12,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,962百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は2,378百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、908,494百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが893,761百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 32,234百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,051百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>11. 同左</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は36,227百万円あります。</p>	有価証券	64,131百万円	担保資産に対応する債務 預金	12,500百万円
有価証券	64,192百万円													
担保資産に対応する債務 預金	7,417百万円													
有価証券	62,576百万円													
担保資産に対応する債務 預金	18,685百万円													
有価証券	64,131百万円													
担保資産に対応する債務 預金	12,500百万円													

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 673百万円 無形固定資産 404百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,886百万円、株式等償却533百万円を含んでおります。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 779百万円 無形固定資産 445百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,904百万円、株式等償却211百万円を含んでおります。</p>	<p>2. その他経常費用には、貸出金償却384百万円、貸倒引当金繰入額4,133百万円、株式等償却2,140百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)
該当ありません。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
第一回第一種優先株式	-	13,500	-	13,500	(注)
合計	-	13,500	-	13,500	

(注) 第一回第一種優先株式の自己株式数の増加13,500千株は、同優先株式の取得であります。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
該当ありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																																																																										
	<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>有形固定資産 主として、A T M、電子計算機及び車輛であります。</p> <p>無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																																											
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="156 719 504 837"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>3,361百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>841百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,203百万円</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="156 842 504 960"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,066百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>420百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,486百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="156 965 504 1084"> <tr><td> 動産</td><td>2,295百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>420百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,716百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="156 1263 504 1382"> <tr><td>1年内</td><td>680百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2,036百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,716百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="156 1599 504 1673"> <tr><td>支払リース料</td><td>307百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>307百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	3,361百万円	その他	841百万円	合計	4,203百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,066百万円	その他	420百万円	合計	1,486百万円	動産	2,295百万円	その他	420百万円	合計	2,716百万円	1年内	680百万円	1年超	2,036百万円	合計	2,716百万円	支払リース料	307百万円	減価償却費相当額	307百万円	<p>2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="587 719 935 837"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 有形固定資産</td><td>4,179百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,179百万円</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="587 842 935 960"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 有形固定資産</td><td>2,097百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,097百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="587 965 935 1084"> <tr><td> 有形固定資産</td><td>2,081百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,081百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="587 1263 935 1382"> <tr><td>1年内</td><td>676百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,405百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,081百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="587 1599 935 1673"> <tr><td>支払リース料</td><td>343百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>343百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	4,179百万円	合計	4,179百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	2,097百万円	合計	2,097百万円	有形固定資産	2,081百万円	合計	2,081百万円	1年内	676百万円	1年超	1,405百万円	合計	2,081百万円	支払リース料	343百万円	減価償却費相当額	343百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1018 719 1366 837"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>3,337百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>841百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,179百万円</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1018 842 1366 960"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,291百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>462百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,754百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1018 965 1366 1084"> <tr><td> 動産</td><td>2,046百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>378百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,425百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1018 1263 1366 1382"> <tr><td>1年内</td><td>684百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,740百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,425百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="1018 1599 1366 1673"> <tr><td>支払リース料</td><td>651百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>651百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	3,337百万円	その他	841百万円	合計	4,179百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,291百万円	その他	462百万円	合計	1,754百万円	動産	2,046百万円	その他	378百万円	合計	2,425百万円	1年内	684百万円	1年超	1,740百万円	合計	2,425百万円	支払リース料	651百万円	減価償却費相当額	651百万円
取得価額相当額																																																																																												
動産	3,361百万円																																																																																											
その他	841百万円																																																																																											
合計	4,203百万円																																																																																											
減価償却累計額相当額																																																																																												
動産	1,066百万円																																																																																											
その他	420百万円																																																																																											
合計	1,486百万円																																																																																											
動産	2,295百万円																																																																																											
その他	420百万円																																																																																											
合計	2,716百万円																																																																																											
1年内	680百万円																																																																																											
1年超	2,036百万円																																																																																											
合計	2,716百万円																																																																																											
支払リース料	307百万円																																																																																											
減価償却費相当額	307百万円																																																																																											
取得価額相当額																																																																																												
有形固定資産	4,179百万円																																																																																											
合計	4,179百万円																																																																																											
減価償却累計額相当額																																																																																												
有形固定資産	2,097百万円																																																																																											
合計	2,097百万円																																																																																											
有形固定資産	2,081百万円																																																																																											
合計	2,081百万円																																																																																											
1年内	676百万円																																																																																											
1年超	1,405百万円																																																																																											
合計	2,081百万円																																																																																											
支払リース料	343百万円																																																																																											
減価償却費相当額	343百万円																																																																																											
取得価額相当額																																																																																												
動産	3,337百万円																																																																																											
その他	841百万円																																																																																											
合計	4,179百万円																																																																																											
減価償却累計額相当額																																																																																												
動産	1,291百万円																																																																																											
その他	462百万円																																																																																											
合計	1,754百万円																																																																																											
動産	2,046百万円																																																																																											
その他	378百万円																																																																																											
合計	2,425百万円																																																																																											
1年内	684百万円																																																																																											
1年超	1,740百万円																																																																																											
合計	2,425百万円																																																																																											
支払リース料	651百万円																																																																																											
減価償却費相当額	651百万円																																																																																											

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)

該当ありません。

当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

該当ありません。

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

当行は、平成20年 6 月23日開催の取締役会において、株式会社ほくほくフィナンシャルグループが保有する第一回第一種優先株式に関して、下記の通り自己株式の取得を決議いたしました。

(1)取得する株式の種類	当行第一回第一種優先株式
(2)取得する株式の総数	13,500,000株
(3)取得価額	1 株につき980円
(4)取得総額	13,230,000,000円
(5)取得先	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
(6)取得予定日	平成20年 6 月26日

(2) 【その他】

中間配当

平成20年11月14日開催の取締役会において、第89期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,145百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式 3円00銭

第一回第一種優先株式 3円31銭

第一回第二種優先株式 7円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月10日

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 第88期有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第88期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
平成20年6月26日 北海道財務局長に提出。
- (2) 第88期有価証券報告書の訂正報告書
平成20年7月28日 北海道財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社北海道銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤江 正祥 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 寿徳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北海道銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北海道銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月14日

株式会社北海道銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤江 正祥 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 寿徳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北海道銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北海道銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社北海道銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤江 正祥 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 寿徳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北海道銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北海道銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月14日

株式会社北海道銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤江 正祥 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 寿徳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北海道銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北海道銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。